

どういった場合の キャンセルが 保険の対象なの？



記名被保険者等が以下①～⑭のいずれかに該当したことにより最初の搭乗または最初の施設利用を中止した場合に、被保険者が負担した費用（キャンセル費用）をお支払いします。

全旅協 国内旅行キャンセル補償制度で補償される事由（概要）

以下表に記載の旅行キャンセル原因によりキャンセル料のご負担が発生した場合に保険金がお支払いされます。

【用語のご説明】

- 記名被保険者 : 本補償制度で補償を受ける方。旅行者をさします。
- 同行予約者 : 記名被保険者（旅行者）と同一の国内旅行サービスに参加予約した方で記名被保険者に同行する方。
- 記名被保険者等 : 記名被保険者または同行予約者。

旅行キャンセル原因	保険金支払の対象となるケース（概要）	キャンセル原因者			支払割合
		本人	同行予約者	親族	
① 死亡・危篤*	記名被保険者、同行予約者、記名被保険者等の配偶者または3親等内の親族が死亡した場合または危篤（重傷・重病で生命が危うく予断を許さない状態と医師が判断した場合）となった場合 ※死亡・危篤の原因が新型コロナウイルスによるものも含まれます。	○	○	○	70%
② 入院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により入院が必要となった場合（ただし当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日を含めた7日前から、当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最後の搭乗または最後の施設利用予定日の翌日までの間に入院した、もしくは入院が決定していた場合に限り） ※入院の原因が新型コロナウイルスによるもの（自宅療養も含む）も含まれます。	○	○	○	
③ 通院*	記名被保険者等または記名被保険者等の配偶者または2親等内の親族が、ケガや疾病により通院が必要となった場合（ただし当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日の前々日から翌日のうち、いずれかに通院した場合に限り） ※通院の理由が新型コロナウイルスによるものも含まれます。	○	○	○	
④ 急な出張	勤務先の命命により急な海外出張または2泊以上の国内出張が入った場合（当社を介して手配・予約された国内旅行サービスの最初の搭乗または最初の施設利用予定日から最後の搭乗または最後の施設利用予定日の間に、業務出張開始日から業務出張終了日の間のいずれかが含まれる場合）	○	○		
⑤ 目的地での事故	目的地において利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災が発生した場合	○	○		
⑥ 交通機関の遅延・欠航・運休	搭乗中あるいは搭乗予定の航空機・列車・船舶等（運航時刻が定められた交通機関）の2時間以上の遅延や欠航・運休が発生した場合	○	○		
⑦ 妊娠・早産等	妊娠の発覚、出産、早産・流産が発生した場合	○	○		
⑧ 婚約破棄、離婚	離婚や婚約破棄が発生した場合（出席予定であった結婚式・披露宴等の婚約関係のイベントの主催当事者間で離婚や婚約破棄があった場合も含みます）	○	○		
⑨ ペットの死亡	家庭で飼っているペット（犬または猫）が死亡し遺体処理をした場合	○	○		
⑩ 災害避難指示	台風、豪雨、洪水等により災害対策基本法に基づく避難指示が発せられた場合	○	○		
⑪ 緊急事態宣言等	全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは感染症（*）による隔離が発せられた場合 *新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛は対象外	○	○		
⑫ 裁判所への出廷	裁判所の呼出しを受け、証人、鑑定人または裁判員として裁判所に出頭する場合	○	○		
⑬ 勤務先の倒産	勤務先企業が倒産した場合	○	○		
⑭ 建物家財の損害	火災、台風、洪水、土砂崩れ、物体落下等により100万円以上の損害が発生した場合	○	○		
保険金お支払いの対象外に関する注意事項	<p>【お支払いの対象外となる事由について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全旅協国内旅行キャンセル補償制度ご加入前に上記記載の旅行キャンセル（最初の搭乗または最初の施設利用中止）原因が発生していた場合は、保険金のお支払いの対象になりません。 ◆「死亡・危篤」「入院」「通院」「感染症」（*印）の原因が本人、同行予約者の場合、既往症は対象外です。既往症とは加入前に発症し、医師の治療を受けているものを指します。2年以上治療が行われていない場合でも完治したものとみなさない疾病もあります（例：ガン、心筋梗塞、脳卒中等）。 ◆全旅協国内旅行キャンセル補償制度の支払項目（キャンセルの原因）は上記項目に限定されていますので、上記以外の原因によるキャンセルは、保険金お支払い対象になりません。 ◆日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波が発生したことを原因とした旅行のキャンセルは補償の対象外です。 <p>【旅行キャンセル原因①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保険料領収前または契約日以前に世界保健機関がパンデミックの宣言またはこれに準ずる表明を行った感染症およびこれに伴って発生したものを除きます。新型コロナウイルスに関連する全都道府県に対する日本国政府の緊急事態宣言の発令、もしくは新型コロナウイルス感染による隔離が発せられたことが原因によるキャンセルは、保険金お支払い対象になりません。 				